

(4) 内部通報制度の実効性の確保

勸 告	説明図表番号
<p>国の行政機関における法令違反行為等を早期に把握・是正することは、業務の適正な執行の確保のみならず公務に対する信頼を確保する上で重要である。このため、内部の職員等からの法令違反等に関する通報を受け付ける制度は、法令等遵守の推進を図る上で有効な手段となっている。</p> <p>近年、国民生活の安心や安全を損なうような企業による不祥事の多くが、事業者内部の関係者等からの通報を契機として、明らかになっていること等を踏まえ、平成16年6月、公益通報者保護法が成立し、18年4月から施行されている。同法では、労働者が事業者内部の一定の犯罪行為や法令違反行為について、①当該事業者、②通報対象事実について処分等の権限を有する行政機関又は③その他の者のいずれかに対し、通報先に応じた保護要件を満たした通報を行った場合における公益通報者に対する解雇の無効及び不利益取扱いの禁止、公益通報を受けた事業者や行政機関のとるべき措置等が規定されている。</p> <p>国の行政機関については、公益通報者保護法に基づき、行政機関として外部の労働者からの同法に基づく公益通報を処理する役割と同時に、一事業者として内部の職員等からの法令違反等に関する通報（以下「内部通報」という。）を処理する役割を担っている。</p> <p>このため、各府省は、内部通報を的確に処理するため、ガイドラインにおいて、①通報処理の仕組みの整備、総合的な窓口の設置等通報処理の在り方、②通報の受付、調査の実施等通報の処理、③通報者のフォローアップ等通報者等の保護、④その他職員への周知等を申し合わせている。</p>	<p>表2-(4)-①</p>
<p>各府省において、内部通報の受付を受理した件数は、平成18年度に48件、19年度に48件となっている。</p> <p>今回、全16府省の本府省等33機関におけるガイドラインに基づく内部通報の受付・処理に係る規程（以下「通報規程」という。）の整備状況、職員等からの通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）の設置状況、通報対象事実の範囲の設定状況及びこれらの運用・周知状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	<p>表2-(4)-②</p>
<p>ア 通報規程及び内部通報窓口の整備状況</p> <p>ガイドラインにおいては、①幹部を責任者とし、部署間横断的に通報を処理する仕組みを整備し、この仕組みについて内部規程を作成すること及び②通報窓口を全部局の総合調整を行う部局又はコンプライアンスを所掌する部局等に設置することと規定されている。</p> <p>調査した全16府省の本府省等33機関における通報規程及び通報窓口の整備状況をみると、本府省では、全16機関でいずれも整備されている。また、外局の17機関については、4府省8機関は本府省が作成した通報規程に基づき</p>	<p>表2-(4)-③</p>

本府省に設置された通報窓口で一体的に通報を受付・処理することとされている。しかし、残りの外局が独自に対応することとなっている5府省9機関のうち、4府省5機関は、通報規程及び通報窓口を整備しているが、3府省4機関は、いずれも整備していない。

なお、府省の中には、本府省等に設置された通報窓口の他に、通報規程の内容や通報窓口の体制面が必ずしも十分とはいえないものの、地方支分部局等において下部機関に係る事案を含めて対応する窓口を設置している例がみられた。

表2-(4)-④
表2-(4)-⑤

イ 通報対象事実の範囲の規定状況

公益通報者保護法第2条第3項においては、通報対象事実の範囲について、個人の生命又は身体の保護等に係る刑法、食品衛生法等の425法律（平成21年1月5日現在）に係るものに限定している。しかし、国の行政機関における内部通報は、法令遵守を徹底し行政に対する国民の信頼を確保する観点から、ガイドラインにおいては、上記法律に係るものだけでなく、①行政機関（当該行政機関の事業に従事する場合における職員、代理人その他の者を含む。）についての法令違反行為（当該法令違反行為が生ずるおそれを含む。）（以下「職務上の法令違反行為」という。）、②①のほか適正な業務の推進のために各行政機関において定める事実をその対象とすることと規定している。

表2-(4)-①
（再掲）

内部通報窓口を設置している16府省の本府省等29機関における、通報対象事実の範囲の設定状況をみると、ガイドラインに則しておらず、公益通報者保護法が規定する対象法令に限定しているものが2府省4機関みられた。

表2-(4)-③
（再掲）

また、ガイドラインに則して、職務上の法令違反行為を通報対象事実の範囲としているものは15府省25機関と大半を占めているが、これら機関の中にはこれに加えて、適正な業務を推進する上で必要と認め、①職務上の内規違反行為を含めたものが2府省5機関、②職務外の法令違反行為を含めたものが2府省2機関、③職務上の内規違反、職務外の法令、条例違反行為なども含めた法令等違反行為全般を対象としているものも1府省1機関みられる。

表2-(4)-⑥

通報対象事実を法令等違反行為全般に広げて規定することは、国家公務員に係る様々な非違行為が続発している中、内部通報制度のより一層の充実につながり、府省における法令等遵守を推進する上で有効である。

なお、大手民間企業における通報対象事実の範囲の設定状況をみると、社団法人日本経済団体連合会が平成19年に会員企業1,337社を対象に実施（回答数593社）した企業倫理への取組みに関するアンケートの調査結果では、企業倫理ヘルプライン（企業倫理に関する相談・通報窓口）を設置している企業573社のうち、547社（95.5%）は、想定している相談受付事項として、職務遂行上であるか否かを問わず、「個人の違法行為」を掲げており、通報対象事実の範囲を公益通報者保護法に基づく法令に限定することなく、幅広く捉えている。

<p>ウ 内部通報窓口及び通報制度の周知状況</p>	<p>表2-(4)-⑦</p>
<p>内部通報窓口については、職員等の通報者が常時、容易にアクセスできる環境とすることが必要であり、ガイドラインにおいては、適切な方法により、通報窓口及び通報処理の仕組み等について、すべての職員等に対し周知することと規定されている。</p>	
<p>内部通報窓口を設置している16府省の本府省等29機関は、それぞれ、イントラネット又はホームページを用いて通報窓口や通報制度について恒常的に職員に対して周知している。しかし、その内容をみると、通報を受け付ける担当部署・担当者のメールアドレス等の連絡先を明示していないものが4府省6機関、電話・電子メール等の通報手段を明示していないものが2府省3機関みられる。</p>	
<p>一方、これら29機関のうち、契約先の労働者を外部の労働者として別途の通報窓口において受け付けている1府省3機関を除く15府省26機関は、ガイドラインに則して、契約先の労働者からの通報を受け付けることとしている。また、このうち8府省12機関においては、これらに加えて、国民からの通報や情報提供等も受け付ける旨明示している。</p>	<p>表2-(4)-③ (再掲)</p>
<p>これら契約先の労働者や国民に対する内部通報窓口の周知方法については、ホームページ上で行うことが効果的であるが、ホームページ上で周知をしているものは15府省の26機関中7府省の11機関にとどまっている。</p>	<p>表2-(4)-⑦ (再掲)</p>
<p>なお、地方支分部局において内部通報窓口を設置している機関の中には、管区機関が独自に運用する内部通報制度に関する規程類が下部機関に周知されていないなど必ずしも十分に周知を実施していない例がみられた。</p>	<p>表2-(4)-⑧</p>
<p>エ 通報手段に係る通報者の秘密保持への配慮</p>	
<p>内部通報の通報手段については、内部通報窓口を設置している16府省の29機関すべてが電子メール及び郵送を、また、このうち28機関は更に、電話、ファクシミリ、面談を組み合わせた手段により受け付けている。</p>	<p>表2-(4)-⑨</p>
<p>ガイドラインにおいては、通報者の秘密保持に配慮すべきことが規定されているが、各機関における対応状況をみると、通報受付専用の電子メールアドレス、ファクシミリや電話を設け、通報者の秘密保持に配慮し、通報者が安心して通報できるように措置している機関がある一方、担当職員以外の職員も使用する電子メールアドレスで受け付けていた機関がみられたほか、通報受付専用の電子メールアドレスを設定していないものが4府省の8機関みられ、同様に、通報受付専用の電話となっていないものが12府省の20機関中7府省の11機関、通報受付専用のファクシミリとなっていないものが11府省の22機関中6府省の10機関みられた。</p>	
<p>したがって、関係府省は、内部通報制度を効果的に運用し、法令等遵守の推</p>	

<p>進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 通報規程及び通報窓口が整備されていない機関について、ガイドラインの趣旨に則した整備を行うこと。(法務省、文部科学省)</p> <p>② 通報規程において通報対象事実の範囲を公益通報者保護法第2条第3項の対象法令に限定している機関については、通報対象事実の範囲をガイドラインに則して職務上の法令違反行為とすること。さらに、通報対象事実の範囲に職務外の法令違反行為などを含めることにより適正な業務を推進する上で必要と認める事実を加えることについて検討すること。(法務省、農林水産省)</p> <p>また、通報規程において通報対象事実の範囲を職務上の法令違反行為としている機関については、通報対象事実の範囲に職務外の法令違反行為などを含めることにより適正な業務を推進する上で必要と認める事実を加えることについて検討すること。(宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p> <p>③ 内部通報制度及び内部通報窓口の担当部署、連絡先等を的確に通報対象者に対して周知するため、職員に対してイントラネット等を用い周知するとともに、契約先の労働者等に対してホームページ等を用いた周知を行うこと。 (宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p>④ 電子メール等の通報手段については、専用アドレスを設けるなど、通報者の秘密の保持に配慮し、安心して通報できるよう措置すること。(宮内庁、公正取引委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)</p>	
--	--

表 2-4-① 国の行政機関に係る内部通報制度に関する規定

○ 公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）〈抜粋〉

（目的）

第一条 この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公益通報」とは、労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先（次のいずれかに掲げる事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者（以下「労務提供先等」という。）、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、当該労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第 3 号において同じ。）に通報することをいう。

一 当該労働者を自ら使用する事業者（次号に掲げる事業者を除く。）

二 当該労働者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四条において「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において、当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。第五条第二項において同じ。）の役務の提供を受ける事業者

三 前二号に掲げる事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該労働者が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者

2 この法律において「公益通報者」とは、公益通報をした労働者をいう。

3 この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

一 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実

二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

4 （略）

○ 国の行政機関の通報処理ガイドライン（平成17年7月19日関係省庁申合せ）〈抜粋〉

（内部の職員等からの通報）

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の施行に伴い、国の行政機関において、内部の職員等からの法令違反等に関する通報を適切に処理するため、各行政機関が自主的に取り組むべき基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国の行政機関の法令遵守（コンプライアンス）を推進することを目的とする。

2. 通報処理の在り方

（1）通報処理の仕組みの整備

① 各行政機関は、通報事案の処理を、通報者の個人情報の保護に留意しつつ、迅速かつ適切に行うため、その幹部を責任者とし、部署間横断的に通報を処理する仕組みを整備する。

② 各行政機関は、通報処理の仕組みについて、内部規程を作成する。

（2）総合的な窓口の設置

① 各行政機関は、当該行政機関における職員等からの通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を、全部局の総合調整を行う部局又はコンプライアンスを所掌する部局等に設置する。この場合、各行政機関は、行政機関内部の通報窓口に加えて、外部に弁護士等を配置した窓口を設けるよう努める。

② 各行政機関は、通報に関連する相談に応じる窓口（4.において「相談窓口」という。）を設置する。

（3）秘密保持の徹底、利益相反関係の排除

通報処理に従事する者は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

（4）通報対象の範囲

通報窓口において受け付ける通報は、以下のとおりとする。

ア. 当該行政機関（当該行政機関の事業に従事する場合における職員、代理人その他の者を含む。）についての法令違反行為（当該法令違反行為が生ずるおそれを含む。）

イ. ア.のほか適正な業務の推進のために各行政機関において定める事実

（5）通報者の範囲

① 通報窓口では、当該行政機関の職員及び当該行政機関の契約先の労働者からの通報を受け付ける。

② 通報窓口では、①に掲げる者のほか、国民等からの通報も受け付けることができる。この場合の通報処理の手続については各行政機関の定めるところによる。

表 2- (4)- ② 各府省における内部通報の受理及び措置件数 (平成18年度～19年度)

(単位：件)

府省名	平成18年度		19年度		計	
	受理件数	措置件数	受理件数	措置件数	受理件数	措置件数
内閣府	1	0	0	0	1	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会 (警察庁)	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	1	0	1	0
総務省	3	3	3	1	6	4
法務省	4	1	2	1	6	2
外務省	37	29	23	20	60	49
財務省	0	0	2	0	2	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	2	0	8	1	10	1
農林水産省	0	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	4	4	4	4
国土交通省	1	1	2	0	3	1
環境省	0	0	0	0	0	0
防衛省	0	0	3	1	3	1
計	48	34	48	28	96	62

(注) 内閣府が実施した公益通報者保護法の施行状況調査結果 (平成18年度分は平成19年3月31日現在の件数、平成19年度分は平成20年3月31日現在の件数) に基づき作成した。

表2-4-3 各府省における通報規程及び通報窓口の整備状況等

府省名	ガイドライン	通報処理の仕組の整備	総合的な窓口の設置		通報対象の範囲	通報者の範囲	
		通報処理の仕組に係る内部規程を作成すること	通報窓口を全部局の総合調整を行う部局又はコンプライアンスを所掌する部局等に設置すること	外部に弁護士等を配置した窓口を設置するよう努力すること	当該行政機関（当該行政機関に従事する場合における職員、代理人その他の者を含む。）についての法令違反行為についての通報であること等	当該行政機関の職員及び契約先の労働者からの通報であること	国民からの通報を受け付けることができること
内閣府		・法令遵守対応室の設置等に関する訓令（平成16年2月12日内閣府訓令第2号） ・法令遵守情報受付等の基本方針（平成16年4月30日大臣官房長決定） ・法令遵守情報受付等事務要領	法令遵守対応室	○	行政上の行為の適法性に関する情報 内閣府本府職員による違法、不当な行為に関する情報	○	○
宮内庁		・宮内庁における公益通報の適切な処理に関する内規（平成18年3月31日長官決裁） ・宮内庁公益通報処理要領（平成18年3月31日秘書課長決裁）	長官官房秘書課	×	行政上の行為に関する法令違反行為	○	○
公正取引委員会		・法令遵守対応室の設置等に関する規程（平成18年事務総長達第2号） ・法令遵守対応室運営要綱（平成18年4月1日法令遵守対応室長決定）	法令遵守対応室	×	職務上の法令違反行為	○	×
国家公安委員会（警察庁）		・警察庁内部通報処理要綱（平成18年3月31日付け長官官房長通達）	長官官房人事課	○	職務上の法令違反行為及び国家公務員倫理法等違反行為（注5）	○	△
金融庁		・金融庁法令等遵守調査室の設置に関する訓令（平成18年3月31日金融庁訓令第9号） ・金融庁法令等遵守委員会の設置に関する訓令（平成18年3月31日金融庁訓令第10号） ・金融庁の法令等遵守の推進に関する規則（平成18年3月31日金融庁訓令第11号） ・法令等遵守調査室に提供された情報に係る取扱マニュアル（平成19年9月5日）	法令等遵守調査室	○	法令等遵守の疑義（注4、5）	○	○
総務省		・法令等遵守調査室設置規程（平成18年4月27日総務省訓令第24号） ・総務省職員等からの通報等の処理等に関する訓令（平成18年3月30日総務省訓令第14号）	法令等遵守調査室	○	職務上の法令違反行為	○	△
	公害等調整委員会	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ
	消防庁	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ
法務省		・法務本省公益通報事務処理要領（平成18年3月31日付け法務省秘総第379号事務次官通達）	大臣官房人事課	×	法第2条3項の対象法令（当面の間、通報対象事実以外の法令に違反する状況も内部通報に関する取扱いに準じる）（注5）	○	○（準公益通報）
	公安審査委員会	×	×	×	×	×	×
	公安調査庁	・公安調査庁法令遵守委員会設置規程（平成18年4月1日施行） ・公安調査庁公益通報事務処理要領	総務部総務課	×	法第2条3項の対象法令	○	○（準公益通報）
外務省		・公益通報者保護法に基づく公益通報に係る事務処理要綱（内部の職員からの通報）（平成18年4月大臣官房総務課）	大臣官房監察室	×	職務上の法令違反行為	○	×
財務省		・財務省に対する内部の職員等からの職務上の法令違反に関する通報に対する事務手続規則（平成18年4月3日財務省訓令第15号）	官房秘書課首席監察官等	×	職務上の法令違反行為	○	×
	国税庁	・公益通報関係事務取扱要領（内部の職員等からの通報編）（事務運営指針）（平成18年3月17日官人4-13）	長官官房人事課等	×	職務上の法令違反行為	○	×
文部科学省		・文部科学省内部公益通報処理要綱（平成18年3月16日大臣決定） ・文部科学省内部公益通報処理要領（平成18年3月16日人事課長決定）	大臣官房人事課	×	職務上の法令違反行為	○	×
	文化庁	×	×	×	×	×	×

府省名	ガイドライン	通報処理の仕組の整備		総合的な窓口の設置	通報対象の範囲	通報者の範囲	
		通報処理の仕組に係る内部規程を作成すること	通報窓口を全部局の総合調整を行う部局又はコンプライアンスを所掌する部局等に設置すること	外部に弁護士等を配置した窓口を設置するよう努力すること	当該行政機関（当該行政機関に従事する場合における職員、代理人その他の者を含む。）についての法令違反行為についての通報であること等	当該行政機関の職員及び契約先の労働者からの通報であること	国民からの通報を受け付けることができること
厚生労働省		・厚生労働省における内部の職員等からの法令違反行為に関する通報に対する事務手続に関する訓令（平成18年3月31日厚生労働省訓第9号）、その他運用規程	大臣官房人事課、官房地方課、地方支分部局法令遵守室	×	職務上の法令違反行為	○	地方支分部局職員に係る情報のみ受付
	社会保険庁	・社会保険庁法令遵守委員会設置規程（平成16年10月1日社会保険庁訓第15号） ・社会保険庁法令遵守委員会運営要領（平成16年10月1日施行）	総務課企画室	○	職務上の法令違反行為	○	○
	中央労働委員会	本省に同じ	本省官房人事課	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	×
農林水産省		・農林水産省公益通報に関するガイドライン（農林水産省職員からの通報）（平成18年3月31日付け17秘第726号）	大臣官房秘書課（総合的な窓口）	○	法第2条3項の対象法令	△	×
	林野庁	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ
	水産庁	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ
経済産業省		・経済産業省における内部の職員等からの公益通報の処理手続に関する訓令（平成18.03.22秘第1号）	官房首席監察官等	○	法令違反行為又は契約違反行為（注5）	○	×
	資源エネルギー庁	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ
	特許庁	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ
	中小企業庁	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ	本省に同じ
国土交通省		・国土交通省の公益通報に係る事務処理要領（平成18年4月1日付け大臣官房長、総合政策局長連名通知）	官房監察官室、総合政策局政策課、交通消費者行政課	×	職務上の法令違反行為	○	△
	船員労働委員会	×	×	×	×	×	×
	気象庁	・気象庁職員公益通報処理要領（平成18年3月31日付け気総第417号の2長官通達）	総務部人事課	×	職務上の法令違反行為	○	×
	海上保安庁	・海上保安庁職員等公益通報処理要領（平成18年3月29日付け保監第38号首席監察官通知）	本庁監察官等	×	職務上の法令違反行為	○	×
	海難審判庁	×	×	×	×	×	×
環境省		・環境省職員等からの通報等の処理要領（平成18年8月30日秘書課長決定）	大臣官房秘書課	○	職務上の法令違反行為	○	×
防衛省		・防衛省における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令（平成18年3月29日防衛庁訓令第49号、平成19年一部改正）	大臣官房文書課	×（注6）	職務上の法令違反行為	○	×

(注) 1 当省の調査結果による（平成20年8月末時点）。

- 「当該行政機関の職員及び契約先の労働者からの通報であること」欄の「△」印は、内部通報窓口での受付対象を職員に限定し、契約先の労働者については外部の労働者からの通報窓口において受付・処理することとしていることを表す。
- 「国民からの通報を受け付けることができること」欄の△印は、警察庁及び国土交通省では情報提供や行政相談として受け付けると規定されていることを、また、総務省については、ホームページ上で内部通報として受け付ける旨明示されていることを表す。
- 金融庁の通報対象の範囲は、職務上の法令違反行為及び内部規範である。なお、金融庁では、証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会に係る内部通報制度について、内部部局とは別に規程を作成し運用している。
- 「通報対象の範囲」欄において、職務上の法令違反行為に加え、①職務上の内規違反行為を含めたものは金融庁及び経済産業省、②職務外の法令違反行為を含めたものは警察庁及び法務省である。
- 財務省では平成21年1月1日付けで、防衛省では同年1月15日付けで、国税庁では同年1月26日付けで、外部に弁護士等を配置した窓口を設置している。

表 2-(4)-④ 地方支分部局における内部通報窓口の設置状況

府省名	設置している地方支分部局名	設置根拠
内閣府	沖縄総合事務局	独自規程
法務省	法務局、矯正管区、地方更生保護委員会、入国管理局、高等検察庁、地方検察庁	独自規程（一部機関を除く）
財務省	財務局、税関、国税局	本省規程
厚労省	和歌山労働局	独自規程
農林水産省	地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、漁業調整事務所	本省規程
海上保安庁	管区海上保安本部	本省規程
防衛省	防衛局	本省規程

- (注) 1 当省の調査結果による（平成 20 年 3 月末時点）。
- 2 検察庁の一部機関では、最高検察庁の規程を準用している。
- 3 調査した労働局（10 機関）のうち、和歌山労働局では独自に内部通報窓口を設置している。

表 2 - (4) - ⑤ 地方支分部局における通報規程や通報窓口の整備が不十分な例

府省名	内 容
法務局	<p>○ 地方支分部局が独自に作成している内部通報制度に係る規程が本省の規程に比べ不十分な内容となっている例</p> <p>各法務局が作成している公益通報事務処理要領には、法務本省の公益通報事務処理要領が規定している次の事項が盛り込まれていない。</p> <p>(仙台法務局、名古屋法務局、広島法務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報者に対する不利益な取扱いの禁止 ・ 通報者に不利益な取扱いをした職員や情報を漏えいした職員に対する懲戒処分等の実施 ・ 通報者に不利益な取扱いや嫌がらせが行われていないかの確認 ・ 通報関連資料の整理 ・ 通報・相談窓口及び公益通報の仕組みについての周知 ・ 通報者の上司が通報を受けた場合の措置内容についての周知 ・ 職員の通報に関する調査への協力 ・ 他の行政機関の調査に対する協力 ・ 相談の申出に対する教示、援助等 ・ 秘密保持の徹底、利益相反行為の排除 <p>(名古屋法務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報対象事実となる公益通報以外の法令違反の取扱い
地方入国管理局	<p>仙台入国管理局が作成している「仙台入国管理局公益通報事務処理要領」(平成 18 年 9 月 25 日施行)には、法務本省の公益通報事務処理要領が規定している次の事項が盛り込まれていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報対象事実の範囲 ・ 通報者の範囲 ・ 通報の受付に当たって不利益な取扱いがないことや秘密保持について説明すること <p>これについて、仙台入国管理局では、通報対象事実の範囲及び通報者の範囲は、内部通報対象案件は幅広く受け付けることにしていることから規定しなかったとしており、また、「通報の受付に当たって、不利益な取扱いがないことや秘密保持について説明すること」については、内部通報の受付に当たって留意すべき自明のことであるため規定しなかったとしている。</p>
地方農政局	<p>○ 通報を受付・処理する窓口の担当者が不明確となっている例</p> <p>内部通報の受付・処理は、規程上、主任担当員である各地方農政局総務部長が指名する個別担当員が担うことになっているが、現在指名されておらず、職員は誰に通報すればよいか不明確な状況となっている。</p>

(注) 当省の調査結果による (平成 20 年 3 月末時点)。

表 2-(4)-⑥ 内部規程において通報対象の範囲を公益通報者保護法第 2 条第 3 項の法令限定している理由等

府省名	限定している理由	通報対象外事案の取扱いに係る規定内容	通報対象外事案を受け付けた場合の取扱い
公安調査庁	公安調査庁公益通報事務処理要領においては、同庁における通報窓口は、ガイドライン 2 (2) ①の通報窓口をいうとされている。当該窓口が受け付ける通報対象の範囲は、ガイドライン 2 (4) で定められているので、あえて同要領に公益通報者保護法第 2 条第 3 項以外の法令違反行為を対象とする旨明記する必要がないため。	なし	人事・サービス担当課等関係部署と相談して対応する。
農林水産省	職員の苦情相談窓口と一体的に運用しており、内部通報の対象外でも当該窓口制度により、受付・処理することになっているため。	なし	情報提供事案として受け付け、本人の承諾が得られれば人事・サービス等関係部署に連絡（転送）するなどの対応を取る。
林野庁		本省に同じ	
水産庁		本省に同じ	

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑦ 各府省における通報制度及び通報窓口の周知状況

府省名	周知の内容				周知の方法				
	内部通報の 規程	通報受付窓口等			ホームペー ジ	職員用電子 掲示板	電子メール	文書回覧	その他
		担当部署等	メールアドレス 等連絡先	通報手段					
内閣府	×	○	○	○	○	○	×	×	リーフレット
宮内庁	○	○	×	×	×	○	×	×	×
公正取引委員会	○	○	○	○	×	○	○	×	×
国家公安委員会（警察庁）	○	○	○	○	×	○	×	○	×
金融庁	×	○	○	○	○	○	×	×	×
総務省	○	○	○	○	○	○	×	×	×
公害等調整委員会	本省と同じ取扱い								
消防庁	本省と同じ取扱い								
法務省	○	○	○	○	○	○	×	×	×
公安調査庁	○	○	○	○	○	×	×	○	×
外務省	○	○	○	○	×	○	×	×	×
財務省	○	○	○	×	×	○	×	×	×
国税庁	○	○	×	×	×	○	×	×	×
文部科学省	○	○	○	○	×	○	×	×	×
厚生労働省	○	○	○	○	△	△	○	×	×
社会保険庁	○	○	○	○	×	○	○	○	コンプライア ンスカード
中央労働委員会	本省と同じ取扱い								
農林水産省	○	○	×	○	×	○	×	×	×
林野庁	本省と同じ取扱い								
水産庁	本省と同じ取扱い								
経済産業省	○	○	○	○	×	○	○	×	×
資源エネルギー庁	本省と同じ取扱い								
特許庁	本省と同じ取扱い								
中小企業庁	本省と同じ取扱い								
国土交通省	○	○	○	○	○	×	×	×	×
気象庁	○	○	○	○	×	○	×	×	気象庁公報
海上保安庁	○	○	×	○	×	○	○	×	×
環境省	○	○	○	○	×	○	×	×	×
防衛省	○	○	○	○	○	×	×	×	コンプライア ンス・ガイダ ンス

- (注) 1 当省の調査結果による（平成20年8月末時点）。
 2 本表には、研修や会議における伝達や周知は含まない。
 3 本表中の○印は当該欄の内容を周知又は当該方法により周知していることを、また×印はそれらを実施していないことを、△印は、都道府県労働局及び地方厚生局に係る通報窓口等についてのみ当該手段による周知を行っていることを示す。
 4 防衛省では、平成21年1月13日付けで、電子メール、文書回覧による周知を実施している。

表 2-(4)-⑧ 地方支分部局における通報制度や通報窓口の周知が不十分な例

機関名	事例内容
大阪矯正管区 中国地方更生保護委員会 四国地方更生保護委員会	<p>○上級庁から下級庁に対する通報規程等の周知が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪矯正管区では「大阪矯正管区公益通報事務処理要領（平成 18 年 5 月 1 日大阪矯正管区局長達示）を作成し、管内の矯正施設に対して送付し周知を図ったとしているが、和歌山刑務所では、同要領の送付を受けていないとして、所属職員に対して周知を行っていない。 ・中国地方更生保護委員会では、「中国地方更生保護委員会公益通報事務処理要領」（平成 18 年 3 月 31 日施行）を作成し、職員用電子掲示板により周知を図っているが、山口保護観察所では、通報窓口が同委員会に設けられていることを承知しておらず、所属職員に対しても特に周知を行っていない。 ・四国地方更生保護委員会では、「四国地方更生保護委員会公益通報事務処理要領」（平成 18 年 4 月 20 日四更委第 196 号）を作成しているが、管内の保護観察所に送付していない。
仙台入国管理局 福岡矯正管区 九州地方更生保護委員会 和歌山地方検察庁	<p>○所属職員に対して通報規程等を恒常的に周知していない</p> <p>地方支分部局において独自に通報制度を運用しているにもかかわらず、所属職員に対して、ホームページや職員用電子掲示板を用いて恒常的に当該制度や通報窓口等を周知していない。</p>
高松入国管理局 高松国税局 名古屋国税局	<p>○非常勤職員に対する通報規程等の周知が不十分</p> <p>内部通報に係る規程や通報窓口について職員用電子掲示板（局内WAN）に掲出しているが、非常勤職員については、①個人情報等重要な事項を扱う業務には従事させていない（高松入国管理局）、②勤務期間が短期である（高松国税局）こと等を理由に閲覧することができない。</p>

（注）当省の調査結果による（平成20年3月末時点）。

表2-(4)-⑨ 通報者に配慮した多種多様な通報手段の設定状況

区 分	電子メール		電話		F A X		郵送	面談
	窓口専用アドレス	個人アドレス	専用	共用	専用	共用		
内閣府	○	—	—	—	○	—	○	—
宮内庁	—	△	△	—	△	—	△	△
公正取引委員会	○	—	—	○	—	—	○	○
国家公安委員会（警察庁）	○	—	○	—	—	—	○	○
金融庁	○	—	—	—	○	—	○	△
総務省	○	—	—	—	○	—	○	—
	公害等調整委員会	本省の通報窓口と一体						
	消防庁	本省の通報窓口と一体						
法務省	○	—	—	—	○	—	○	△
	公安調査庁	○	—	△	—	○	○	△
外務省	○	—	—	△	—	△	○	△
財務省	—	△	△	—	—	△	△	△
	国税庁	—	△	—	△	—	△	△
文部科学省	○	—	—	○	—	○	○	○
厚生労働省	○	—	—	○	—	—	○	△
	社会保険庁	○	—	—	—	—	○	—
	中央労働委員会	本省の通報窓口と一体						
農林水産省	—	○	—	○	—	○	○	○
	林野庁	本省の通報窓口と一体						
	水産庁	本省の通報窓口と一体						
経済産業省	○	—	○	—	○	—	○	○
	資源エネルギー庁	本省の通報窓口と一体						
	特許庁	本省の通報窓口と一体						
	中小企業庁	本省の通報窓口と一体						
国土交通省	○	—	—	—	○	—	○	—
	気象庁	—	○	—	○	—	△	○
	海上保安庁	—	△	—	△	—	△	△
環境省	○	—	—	—	—	—	○	△
防衛省	○	—	△	—	—	—	○	△

- (注) 1 当省の調査結果による（平成20年8月末時点）。
- 2 本表中、○印は表頭の通報手段が規程等上明示されていること、△印は当該通報手段を運用上設定しているが規程等上明示されていないこと、—印は通報手段として設定されていないことを示す。
- 3 環境省の窓口専用アドレスは、平成20年4月1日に設定されている。